

Ⅲ 魅力ある高等学校教育の推進

1 高等学校教育の質の向上

(1) 確かな学力を育む教育の充実

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めます。(県教育振興基本計画 施策5-2)
- 地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進に努めるとともに、高等学校において、地域課題を教材に探究的な学び等を進め、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育活動の充実に努めます。(県教育振興基本計画 施策2-1)

具体的な方針

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

これからの時代に求められる資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善や「カリキュラム・マネジメント⁹」の視点に立った教育活動の推進を図ります。

また、指導と評価の一体化を図るために、論述やレポート作成、プレゼンテーション発表等の多様な学習活動を評価の対象とし、多面的・多角的な評価の充実に目指します。

② 地域社会との協働による「探究的な学び」の推進

Society5.0 に向けた人材育成を推進するに当たり、地元自治体、高等教育機関、産業界等との協働によるMSEC(みやざきSDGs教育コンソーシアム¹⁰)の充実に努めます。

③ STEAM教育¹¹などの教科等横断的な学習の推進

STEAM教育の特性を生かし、実社会につながる課題をとおした問題発見・解決能力や言語能力の育成、情報活用能力やプログラミング的思考の育成等、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成を図ります。

⁹ 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとされている(高等学校学習指導要領(平成30年文部科学省告示第68号)第1章総則第1款5)。

¹⁰ 国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)を推進する本県の担い手の育成を目的に、高度な探究型学習の実績を有する研究開発校等で構成される組織。令和元年に設置。

¹¹ 教育再生実行会議第11次提言(令和元年5月17日)において、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材養成を目指し、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」の推進として提言。STEAM(Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics)。

④ 教育の情報化及びICT¹²活用の推進

オンライン教育と対面形式の教育とのハイブリッドによる教育環境を実現し、教科等の学習において、ICTやEdTech¹³を活用し、生徒の理解度・到達度に応じた個別最適な学習活動を行うことを目指します。

(2) 人権を尊重し豊かな心を育む教育の充実

- 高等学校における人権教育の推進体制や研修体制を充実させるとともに、学校と家庭・地域との連携及び関係機関・団体等との協働を通して、人権が尊重される社会の実現に努めます。(県教育振興基本計画 施策6-1)
 - 児童生徒が、優れた文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術に触れる機会を提供するとともに、芸術に関わる教員の指導力の向上や高校生の文化部活動への支援を通して、情操教育等の充実を図ります。(県教育振興基本計画 施策6-3)
 - 文化施設の機能の充実や文化団体等への活動支援、担い手の育成などを通じ、県民の文化活動を支える環境整備を推進します。(県教育振興基本計画 施策12-2)
-

具体的な方針

① 人権感覚の育成

自己と他者を共に大切にし、他者とつながり行動する力などを培うため、学校行事等の工夫により体験活動の充実に努めるとともに、生徒が抱える様々な問題や、学校生活、進路等に関する悩みについて、一人一人に対してきめ細やかに対応できるよう、必要に応じて専門家や地域の人材等を活用し、関係機関と連携するなど、生徒指導や教育相談体制の整備・充実に努めます。

特に、いじめについては、宮崎県いじめ防止基本方針¹⁴に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進します。

② 道徳教育の充実

豊かな情操と寛容の心、道徳心や公共の精神などの豊かな心とともに、協調性や奉仕の精神などの社会性を育成するため、義務教育段階までの指導を踏まえ、各学校の実態に応じた道徳教育を実践するとともに、道徳教育に関する教職員の指導力を向上させるための研修等の一層の充実に努めます。

¹² Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

¹³ Education と Technology を組み合わせた造語。日本経済団体連合会の提言「EdTech を活用した Society5.0 時代の学び～初等中等教育を中心に～」(令和2年3月)では、「デジタル技術を活用した教育技法」と広く定義している。

¹⁴ 児童生徒の尊厳を保持する目的のため、県・国・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、平成26年2月に策定。

③ 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育システム¹⁵の理念の下、高等学校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒が可能な限り共に教育を受けられるよう環境整備を進め、特別支援教育の充実を図ります。

④ 文化芸術活動の推進

生徒が優れた文化・芸術を鑑賞する機会の設定や情報共有等に努めるとともに、文化部活動を奨励し、生徒が自らの文化・芸術活動の成果等を発表する機会を設定するなど、豊かな情操の涵養に努めます。さらに、STEAM教育などの教科等横断的な学習の前提として、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、文化・芸術活動の充実を図ります。

(3) スポーツの推進・学校体育教育の充実

- 第81回国民スポーツ大会を見据え、全県を挙げた組織体制の整備・強化やアスリート雇用の受け皿づくりに努めるとともに、選手の発掘・育成・強化や一貫指導体制の確立、優秀指導者の養成・確保、環境条件の整備などの取組を推進することにより、全国大会や国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成します。(県教育振興基本計画 施策15-2)
- 幼児期からの体力づくりを推進し、学校における体力向上対策の充実に取り組むとともに、家庭や地域等と連携しながら、子どもたちが自分で弁当を作る「みやぎき弁当の日」の取組や食に関する指導の充実、子どもたちの様々な健康問題に対応した相談体制づくりや健康教育の改善・充実を推進します。(県教育振興基本計画 施策15-3)

具体的な方針

① 体育・保健体育の授業の充実及び体力づくりの推進

各学校における体力・運動能力調査¹⁶の結果等を踏まえ、保健体育科の授業の充実を図るなど、学校の教育活動全体を通じて計画的・継続的な体力向上に努めます。

② 食育・健康教育の推進

家庭科や保健体育科の教職員を中心とした研修の充実を図りながら、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を営む実践力を育成するなど、食に関する指導の充実努めます。

¹⁵ 「障害者の権利に関する条約」に基づく、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされるという考え方。

¹⁶ 文部科学省が、全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析し、関係する施策の成果と課題を検証して、その改善を図ることを目的として、平成20年度から、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している調査。その中の実技調査として、握力や上体起こし等の体力テスト(小学校8種目、中学校9種目)を実施している。

また、健康教育においては、個に応じた指導を行うことにより、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー等）の育成に努めます。

③ アスリート及びスポーツを支える人材の育成とスポーツ活動の推進

国民スポーツ大会の本県開催¹⁷を見据え、運動部活動の活性化及び競技力向上を目指し、指導者の育成・確保、顕彰制度やメディアの活用などの環境整備に努めます。

また、学校が家庭や地域社会と連携することで、様々なスポーツの分野において、社会とつながる協働的な活動の実現を図ります。

(4) キャリア教育など多様な人材を育む教育の推進

- 子どもたちが自ら将来像を描き、夢に向かって成長していけるよう、キャリア教育支援センターの充実を図りつつ、学校と地域や産業界、保護者などが連携・協働して、体験的・実践的なキャリア教育の推進を図ります。（県教育振興基本計画 施策9-2）
 - 本県の産業を発展させ、元氣な宮崎を実現するために、基幹産業である農林水産業やものづくり産業を担う人材の育成を目指し、専門教育の充実や指導者の資質の向上に取り組めます。また、地域における医師確保が課題となっている本県において、将来の地域医療を担っていこうという意欲を持った子どもたちを育成するために、教育と医療分野の連携、医療に関するキャリア教育の推進に取り組めます。（県教育振興基本計画 施策9-3）
 - 産業構造の変化や雇用形態の多様化等の中にあっても、本県の高校生が夢と希望を持ち、社会人としてスタートできるよう就職支援対策の推進に取り組めます。（県教育振興基本計画 施策9-4）
 - 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際的な視野で考える力の育成、コミュニケーション能力の育成など、グローバル化に対応した教育の充実を図ります。（県教育振興基本計画 施策10-1）
-

具体的な方針

① 地域と連携したキャリア教育の推進

義務教育段階までの指導を踏まえて、生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的・組織的な指導を行い、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育の一層の充実を図ります。

その際、地域や産業界等との連携・協働により、地域や企業・NPO法人・市民団体等の持つ教育力を有効に活用して、実践的で体験的なキャリア教育の推進に取り組めます。

¹⁷ 広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に行われ、2027年の本県開催が決定。

- ② 農林水産業の担い手やものづくり産業の人材育成の推進
本県産業の将来の担い手となる人材を育成するために、地域や高等教育機関、産業界等と連携し、より専門性の高い教育に取り組みます。
- ③ 時代や社会の変化に対応できる質の高い専門教育の充実
専門教育の授業の質を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、実験・実習の創意工夫を行い、社会のニーズに柔軟に対応し、新時代を見据えた質の高い専門教育に努めます。
- ④ 長期インターンシップ等による職業教育の充実
地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成のため、各学校における地域の職業人による講義やインターンシップ等の教育活動を、更に充実させます。
- ⑤ グローバル化に対応した人材の育成
伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、日本のみならず世界の出来事に関心を持ち、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育む教育に努めます。

(5) 地域と学校の連携・協働の推進

- 地域住民や保護者、NPO、企業等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進に努めるとともに、高等学校において、地域課題を教材に探究的な学び等を進め、地域の担い手の育成や地域づくりにつながる教育活動の充実を図ります。(県教育振興基本計画 施策2-1)
 - 保護者・地域住民の参画を得ながら学校運営の工夫・改善や学校支援の充実を図るとともに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を推進して、地域ぐるみで教育的課題を解決する仕組みを構築するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。(県教育振興基本計画 施策2-2)
 - 学校における様々な教育活動を通して、児童生徒に、地域社会の一員としての自覚や必要な資質を養い、地域の課題に関心を持ち、その解決に主体的に参画しようとする意識や態度を育てます。(県教育振興基本計画 施策8-2)
 - 社会と自然環境との共生を目指し、自然環境の保全に寄与しようとする態度の育成を図るなど、環境教育の推進を図ります。(県教育振興基本計画 施策10-4)
-

具体的な方針

- ① 地域課題をテーマとした探究的な学び、学校を核とした地域づくりの推進
地域の課題解決に参画する態度を育むため、様々な教育活動を通して、集団や地域の一員としての自覚を高め、積極的・主体的に集団づくりや地域活動に取り組む資質をの育成に一層努めます。

また、本県の課題である地域人材の育成はもとより、グローバルな課題や社会的課題に対応できる人材など、社会に参画し貢献する人材を育成するため、様々な教育活動を通して必要な資質の育成に一層努めます。

② 主権者教育の推進及び地域活動への参画・充実

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力や、地域の課題等についての認識を深め、その解決を社会の構成員の一人として担おうとする意識など、社会の形成に主体的に参画するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

③ 地域や家庭との連携等による環境教育の推進

地球規模の環境問題が深刻となる中、持続可能な社会の実現が重要な課題となっていることから、生命や自然に対する感受性、身近なレベルから地球規模まで、環境への豊かな想像力、それらを大切に守ろうとする態度を培う教育に努めます。

④ コミュニティ・スクール¹⁸（学校運営協議会制度）の推進

保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子どもたちの成長を支えていく社会的環境の充実に努めます。

⑤ 県外からの生徒受け入れによる特色ある学校づくりの推進

県外からの生徒を受け入れることにより、様々な価値観や考え方の生徒と切磋琢磨する環境等を充実させ、地域連携をはじめ、特色ある学校づくりの一層の推進を図ります。

¹⁸ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）に基づき「学校運営協議会」を設置している学校のこと。各教育委員会が学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とする「学校運営協議会」を設置するもので、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。本県の県立学校においては、高千穂高等学校、門川高等学校、妻高等学校、本庄高等学校、飯野高等学校、福島高等学校に設置。

2 学科等の方向性

本県では、これまで、普通科系専門学科や総合学科、中高一貫教育校の設置など、県民ニーズや教育を取り巻く社会・環境の変化等に応じた特色ある学校づくりに取り組んできました。

今後も、一層多様化している生徒の実態や社会の動向を踏まえつつ、全県的・総合的な視野に立ち、高等学校教育のより一層の質的充実を図り、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。このため、生徒の状況や保護者の思い、期待に加え、学校の歴史、現在の社会や地域の実情、また将来の社会像・地域像を踏まえて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割を明らかにできるよう、新時代に向けた学科の方向性を以下に示します。

(1) 普通科及び普通科系専門学科

【普通科及び普通科系専門学科の方向性】

生徒の多様化に対応できるよう教育課程の工夫・改善や、更なる学力向上に向けた教育活動の充実に取り組めます。

キャリア教育については、卒業後の進路環境や社会の変化を見通して、これまでの指導の改善・充実を図りつつ、教育活動全体を通して推進します。

また、普通科系専門学科においては、それぞれの学科の目的、ビジョンに基づいた学びの魅力づくりに向けて、専門性の高い教育活動の更なる充実を図ります。

具体的な方針

① 社会の課題解決に参画する人材の育成

地域医療を担う人材、グローバル化に対応する人材、様々な社会的課題に対応できる人材など、社会に参画し貢献する人材を育成するため、教育活動全体を通して、集団や地域の一員としての自覚や積極的な参画意識を高めるなど、社会の一員として必要な資質の育成に一層努めます。

② 基礎学力の定着と探究的な学習活動の重視及び活用する力の育成

生徒のニーズに応じた主体的・対話的で深い学びや幅広い進路に対応できるよう、習熟度別学習など柔軟な教育課程を編成するとともに、より一層の学力向上を図ります。

そのため、オンライン教育と対面式教育とのハイブリッドな教育を進め、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、探究的な学習活動等を通して、活用する力を高める学習の更なる充実に努めます。

③ 普通科系専門学科の魅力づくりの推進

各学校の実態を踏まえるとともに、設置学科の特性や特色に応じて、魅力ある教育課程の編成や教育内容の工夫・改善に一層努めます。

④ 特色・魅力ある教育を実現する普通科改革への対応

国における議論の動向、これまでの本県における独自の取組等を踏まえ、生徒・地域の実態など、全県的・総合的な視野に立ち、普通科の在り方について再検討を行います。

(2) 職業教育を主とする専門学科

【職業教育を主とする専門学科の方向性】

地域産業等を担う人材育成のため、専門的な知識・技術の指導など、より専門性を深める教育活動や、勤労観・職業観等の価値観の形成・確立につながるキャリア教育の工夫・改善を図り、高い専門性が身に付けられる実践的・体験的な教育活動の充実を目指します。

また、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人育成を担っていくために、最前線にある地域の産業界で直接的に学ぶことができるよう、産業界や高等教育機関等との連携を充実させます。

具体的な方針

① 質の高い専門教育の推進

授業等の質を高め、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、実験・実習等においては創意工夫を行い、社会のニーズに柔軟に対応した質の高い専門教育に努めます。

② 地域産業界や関係機関と連携した人材育成等の推進

地域産業界や関係機関と連携しながら、専門的な知識及び技能を有する明日の産業を担うスペシャリストとなれるよう人材の育成を図るため、職業教育のより一層の充実に努めます。

③ 全県的・総合的な視野に立った学科等の維持

職業教育を主とする専門学科の学びの場を、全県的・総合的な視野に立ち適切に維持するとともに、農業、工業、商業高等学校などの比較的大きな規模の学校においては、大学科を細分化した小学科を可能な限り維持することなどにより、専門性の深化を図る学びができるよう努めます。

(3) 総合学科

【総合学科の方向性】

学科の特徴を生かした魅力ある学校づくりを一層進めるとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習ができるよう系列の在り方の工夫・改善を図ります。また、ガイダンス機能の更なる充実を図ることにより、生徒の個性の伸長を促し、主体的な学習ができるよう、選択科目の見直しや学習指導の工夫・改善を図ります。

具体的な方針

① 総合学科の特徴を生かした魅力づくりの推進

多様な生徒のニーズや実態を踏まえ、目的意識や意欲を高めるため、総合学科の教育内容と将来の進路や職業との関わりに関心を高めることができるように、ガイダンス機能を一層充実させるとともに、選択科目や系列の在り方などの改善により、魅力ある教育課程を編成します。

② 主体的な学習の推進

生徒の教育的ニーズに応じ、学習内容の充実や選択科目の見直しを図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けさせるとともに、生徒が一層主体的に学習に取り組むことができるよう授業等の工夫・改善に努めます。

(4) 定時制・通信制課程

【定時制・通信制課程の方向性】

生徒の多様なニーズにきめ細かに対応する教育相談体制の更なる整備・充実や、学力差に対応した学習指導等の一層の工夫・改善、自立した社会人・職業人となるための基盤を育むキャリア教育・職業教育の更なる充実を図ります。

特に、通信制課程においては、ICT機器を活用した指導・支援の充実を図り、生徒の目的意識に応じた魅力ある教育活動の展開に努めます。

具体的な方針

① 柔軟できめ細かな対応ができる体制づくり

働きながら学ぶ生徒だけでなく、様々な入学動機や学習歴・ライフスタイルを持つ生徒が多く在籍していることを踏まえ、柔軟できめ細やかな対応ができるようガイダンス機能や教育相談体制の充実に努めます。

- ② **キャリア教育・職業教育の充実**
人としての在り方生き方を考えさせ、自立した社会人・職業人となるための基盤となる能力や態度を育てるため、キャリア教育・職業教育のより一層の充実を図ります。
- ③ **学びのセーフティネットとしての学習機会の提供**
中途退学等の経験のある生徒が、必要に応じて社会参加や、自立に必要な知識や能力を身に付けることができるよう、学習機会の提供に努めます。
- ④ **ICTを活用した新しい学びの充実**
生徒が目的意識を持ち意欲的に学ぶことができるよう、ICTを活用した指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

(5) 中高一貫教育

【中高一貫教育の方向性】

中高連携による特色ある教育活動を推進するとともに、教科内容やキャリア教育等での連携強化に努めていきます。

また、中高一貫教育校については、県民や生徒・保護者のニーズに応じて、より一層の教育の質的充実を図り、魅力ある学校づくりを推進していきます。

具体的な方針

- ① **中高一貫教育校の更なる魅力づくりの推進**
現在設置している中等教育学校（1校）や併設型中高一貫教育校（2校）、連携型中高一貫教育校（1校）¹⁹については、これまでの教育活動の検証を行うとともに、教育課程や指導内容の更なる工夫・改善を図り、より一層の魅力づくりに努めます。
- ② **地域のニーズ等への対応**
今後の中高一貫教育校については、地域のニーズや実態等を勘案し、高等学校の特色や魅力づくりの視点も踏まえて、検討していきます。

¹⁹ 県立の中等教育学校は、五ヶ瀬中等教育学校、併設型中高一貫教育校は、宮崎西高等学校、都城泉ヶ丘高等学校、連携型中高一貫教育校は、福島高等学校に設置。

(6) 多様なニーズ、特別な支援を必要とする生徒への対応

【特別な支援を必要とする生徒等への学習環境の方向性】

インクルーシブ教育システムの構築を推進する観点から通級による指導の充実などに取り組むとともに、中途退学の防止や不登校経験者への対応、外国籍の生徒への対応など、多様な生徒の実態、ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

また、特別支援学校の有する自立活動や就職に関する指導等の知見が活用され、個に応じた適切な指導や支援ができるよう高等学校と特別支援学校との連携を推進します。

具体的な方針

① 個々の生徒のニーズに応じて基礎学力の定着を目指す指導

様々な入学動機や学習歴・ライフスタイルを持つ生徒が、在籍校の教育課程に適應できるように、一人一人の学習状況を把握し、習熟度別指導や授業方法等の工夫・改善を行い、基礎学力の定着を図る指導に努めます。

② 専門家や関係機関と連携した教育相談体制の充実

長期欠席の生徒や悩みを抱えた生徒に対する教育相談等の中心となる専任の教員については、各学校の実態を踏まえ、県全体のバランス等も考慮しながら、適切な配置を行うとともに、必要に応じて臨床心理士などの専門家や関係機関と連携しながら教育相談体制の充実に努めます。

③ 社会的・職業的自立に必要な基盤の育成

社会性やコミュニケーション能力等を培う教育活動の充実に努めるとともに、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を図るキャリア教育を推進します。

また、定時制・通信制課程に在籍する就労希望の生徒に対して、より一層の支援に努めます。

④ 中途退学の防止と生徒に対する継続的な支援

生徒が、不登校や中途退学等の状況にならないよう生徒指導や教育相談体制の充実に努めるとともに、様々な理由により中途退学した生徒に対して、その後のキャリア形成が継続できるよう、新たな進路について適切な情報を提供するなど、丁寧な指導・支援に努めます。

⑤ 再入学や転学・編入学の情報提供

不登校を経験した生徒や中途退学した生徒等が、自分に適した方法で学びを深めたり、学び直しをしたりできる指導を工夫するとともに、再入学や転学・編入学について、これまで以上に組織的・積極的な情報提供に努めます。